

# 登記手続案内をご利用されるお客様へ

## 1 予 約

登記に関する手続案内のご利用には、「**事前予約**」が必要です。

予約は、**インターネット**、電話又は窓口で、後記8の予約先において受けております。予約がない場合には、原則として対応いたしかねますので、ご留意願います。また、登記の種類によっては、複数回の手続案内のご利用が必要となる場合もある旨ご承知おき願います。

※手続案内をご利用される際には、登記申請を行う土地・建物や会社・法人の登記事項証明書、地図証明書等、現在の登記の内容が分かるものをご用意ください。

※登記申請書や添付書類を作成するお手伝いとなる行為はいたしかねます。

## 2 手続案内時間

ご利用は、**20分程度内**でお願いしております。

## 3 手続案内の方法

手続案内は、原則、電話又は**ウェブ(ウェブは本局のみ)**により行っています。

## 4 手続案内の利用対象者

原則、「申請人」ご自身を対象としております。

なお、登記の申請人は、土地・建物の名義人や会社・法人の代表者などとなります。

## 5 手続案内の内容

手続案内では、申請書の書式や書き方、申請に必要な書類等の一般的な説明のみをいたします。

**申請書類は、申請人ご自身が書式例等を参考にして作成していただくこととなります。**

※申請書や添付書類の書式は、「法務局ホームページ」(不動産登記(土地・建物))、商業・法人登記(会社・法人))からダウンロードできます。

## 6 司法書士・土地家屋調査士への依頼

登記申請の代理又は申請書の作成については、司法書士や土地家屋調査士に依頼することができます。

## 7 手続案内を受けられるに当たっての留意点

作成された登記申請書の**審査は、受付後に登記官が行います。**

**手続案内の段階での事前審査はできません**ので、ご了承願います。

※司法書士や土地家屋調査士などの資格を持たない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をすると法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。

## 8 ご予約先

手続案内のご予約は、[インターネット](#)、電話又は窓口でお申し込みください。


なお、インターネットでのご予約は、24時間可能です。

電話・窓口での、予約に関する電話でのお問合せ時間


月曜～金曜（土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）

午前8時30分～午後5時15分

### 〔不動産登記〕

法務局名	登記管轄区域	ご予約先
鳥取地方法務局 (本局)	鳥取市	予約システム(インターネット) <a href="https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/">https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/</a> 電話 
	岩美郡岩美町 八頭郡八頭町・若桜町・智頭町	
倉吉支局	倉吉市 東伯郡三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町	0857-22-2293 ※当分の間、倉吉支局での手続案内は受け付けておりません。 鳥取地方法務局(本局)をご利用ください。
米子支局	米子市、境港市 西伯郡大山町・日吉津村・南部町・伯耆町 日野郡日野町・江府町・日南町	電話 0859-22-6162 ※ウェブによる手続案内は、鳥取地方法務局(本局)をご利用ください。

### 〔商業・法人登記〕

法務局名	登記管轄区域	ご予約の電話番号
鳥取地方法務局 (本局)	鳥取県全域	予約システム(インターネット) <a href="https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/">https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-hihx-u/</a> 電話 
		0857-22-2293

## 9 その他

「法定相続情報証明制度」に係る手続案内の予約は、上記8〔不動産登記〕の法務局に対してお申し込みください。

鳥取地方法務局